

本学に入学を希望される皆様へ

## 「こども性暴力防止法」の施行に伴う留意点について

### 1. 趣旨

令和6年6月に「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が成立し、令和8年12月25日に施行される予定です。

この法律は、教育・保育などを行う事業者に対し、児童等（※1）への性暴力を防止するための措置を講じることを義務付けるものです。

### 2. 学校等における実習及び児童等と接する諸活動前における犯罪事実確認について

法の施行日（令和8年12月25日を予定）以降、学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行う前に、実習施設から法に基づく「犯罪事実確認」（特定性犯罪前科（※2）の有無の確認）が行われる可能性があります。

この手続において特定性犯罪前科が確認された場合、こども性暴力防止法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行うことができません。

#### 【実習及び児童等と接する諸活動に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- こどもと接する実習（インターンシップ含む）・ボランティア活動等を行う見込みのある学生に対しても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。

### 3. 各種資格の取得について

学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行うことができない場合、これら実習等を修了要件としている各種免許・資格（教員免許状や公認心理師試験受験資格など）の取得はできません。

### 4. 入学・出願に際しまして

上記の内容を十分にご理解いただいた上で、ご入学またはご出願ください。

※1. 児童等とは、幼児、小学生、中学生、高校生等を指します。

※2. 特定性犯罪前科とは、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等の性犯罪（成人に対する性犯罪を含む。）について、一定期間内（拘禁刑は刑の執行終了等から20年、執行猶予は裁判確定から10年、罰金は刑の執行終了等から10年）の前科を指します。

<制度の詳細について>

制度の詳細は、こども家庭庁のホームページをご確認ください。

こども家庭庁「こども性暴力防止法」について

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

以上